

議案第 1 号

出雲地区合併協議会会議運営規程について、次のとおり提出する。

平成 1 4 年 1 2 月 2 7 日提出

出雲地区合併協議会

会長 西 尾 理 弘

出雲地区合併協議会会議運営規程について

出雲地区（出雲市・平田市・斐川町・佐田町・多伎町・湖陵町・大社町）の 2 市 5 町は、それぞれ平成 1 4 年 1 2 月に開会された各市町の議会において、法定協議会の設置について可決し、同年 1 2 月 2 7 日出雲地区合併協議会が発足した。

これに伴い、出雲地区合併協議会規約第 1 0 条第 3 項の規定に基づき、会議の運営に関し必要な事項を定めることについて、会議に諮りたいので提出する。

議案第 2 号

出雲地区合併協議会会議傍聴規程について、次のとおり提出する。

平成 1 4 年 1 2 月 2 7 日提出

出雲地区合併協議会

会長 西 尾 理 弘

出雲地区合併協議会会議傍聴規程について

出雲地区（出雲市・平田市・斐川町・佐田町・多伎町・湖陵町・大社町）の 2 市 5 町は、それぞれ平成 1 4 年 1 2 月に開会された各市町の議会において、法定協議会の設置について可決し、同年 1 2 月 2 7 日出雲地区合併協議会が発足した。

これに伴い出雲地区合併協議会会議運営規程第 6 条第 2 項に基づき、会議の傍聴に関し、必要な事項を定めたいので提出する。

議案第 3 号

出雲地区合併協議会会議録等公開規程について、次のとおり提出する。

平成 1 4 年 1 2 月 2 7 日提出

出雲地区合併協議会

会長 西 尾 理 弘

出雲地区合併協議会会議録等公開規程について

出雲地区（出雲市・平田市・斐川町・佐田町・多伎町・湖陵町・大社町）の 2 市 5 町は、それぞれ平成 1 4 年 1 2 月に開会された各市町の議会において、法定協議会の設置について可決し、同年 1 2 月 2 7 日出雲地区合併協議会が発足した。

これに伴い出雲地区合併協議会会議運営規程第 9 条第 2 項に基づき、会議の会議録等の公開に関し、必要な事項を会長が定めたいので提出する。

議案第 4 号

出雲地区合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程について、次のとおり提出する。

平成 1 4 年 1 2 月 2 7 日提出

出雲地区合併協議会

会長 西 尾 理 弘

出雲地区合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程について

出雲地区（出雲市・平田市・斐川町・佐田町・多伎町・湖陵町・大社町）の 2 市 5 町は、それぞれ平成 1 4 年 1 2 月に開会された各市町の議会において、法定協議会の設置について可決し、同年 1 2 月 2 7 日出雲地区合併協議会が発足した。

これに伴い、出雲地区合併協議会規約第 1 8 条第 1 項の規定に基づき協議会の会長、副会長、委員及び監査委員の報酬並びに職務を行うために要する費用弁償を支給するため、同条第 2 項の規定に基づき、協議会の委員等の報酬、費用弁償の額、支給方法等について会議に諮りたいので提出する。

議案第 5 号

出雲地区合併協議会監査委員の選任の同意について、次のとおり提出する。

平成 1 4 年 1 2 月 2 7 日提出

出雲地区合併協議会

会長 西 尾 理 弘

出雲地区合併協議会監査委員の選任の同意について

出雲地区（出雲市・平田市・斐川町・佐田町・多伎町・湖陵町・大社町）の 2 市 5 町は、それぞれ平成 1 4 年 1 2 月に開会された各市町の議会において、法定協議会の設置について可決し、同年 1 2 月 2 7 日出雲地区合併協議会が発足した。

これに伴い、出雲地区合併協議会規約第 1 6 条第 1 項の規定に基づき、協議会の出納の監査は、会長が 2 市 5 町の監査委員のうちから協議会の同意を得て 2 名を委嘱して行うことから、監査委員の選任の同意を求めるものである。

出雲地区合併協議会監査委員の選任の同意について

出雲地区合併協議会規約第16条第1項の規定により、下記の者を監査委員に選任することについて、同意を求める。

平成14年12月27日提出

出雲地区合併協議会
会長 西 尾 理 弘

記

出雲市監査委員 勝 部 一 郎 （出雲市他6市町広域事務組合監査委員）

大社町監査委員 多々納 幸 造 （簸川郡町村監査委員協議会会長）

議案第 6 号

平成 1 4 年度出雲地区合併協議会予算について、次のとおり提出する。

平成 1 4 年 1 2 月 2 7 日提出

出雲地区合併協議会

会長 西 尾 理 弘

平成 1 4 年度出雲地区合併協議会予算について

出雲地区（出雲市・平田市・斐川町・佐田町・多伎町・湖陵町・大社町）の 2 市 5 町は、それぞれ平成 1 4 年 1 2 月に開会された各市町の議会において、法定協議会の設置について可決し、同年 1 2 月 2 7 日出雲地区合併協議会が発足した。

これに伴い、出雲地区合併協議会規約第 1 7 条及び出雲地区合併協議会財務規程第 2 条第 2 項の規定に基づき、出雲地区合併協議会の平成 1 4 年度予算を調製したので、協議会に提出する。